

指定自転車置場の利用登録手数料について

指定自転車置場利用のための登録手数料について、下記の表の事項に該当する方は、免除または減額があります。なお、減額後の手数料は、既定の手数料から「4分の1」を引いた額です。

区内在住の方で、年間 3,090 円、区外の方で年間 6,170 円です。

免除	身体障害者手帳の交付を受けている方で、下肢又は体幹の肢体不自由な方
	生活保護を受けている方
減額	免除の規定以外で身体障害者手帳の交付を受けている方
	満 65 歳以上の方(今年度中に 65 歳になられる方)
	児童扶養手当を受けている方

上記に該当される方は、申請書の「登録手数料減額・免除申請書」の「減額・免除の理由」欄にご記入(該当する番号に○)の上撮影し、各理由を証明するものを撮影したものと一緒に添付してください。

【添付書類の例】

～免除に該当する方～

- 身体障害者手帳の写真(氏名・内容がわかるページ)
- 「保護証明書」など受給されていることを証明するもの 等

～減額に該当する方～

- 身体障害者手帳の写真(氏名・内容がわかるページ)
- 健康保険証・運転免許証など年齢のわかるもの
(注意：マイナンバーカードは使用できません)
- 児童扶養手当証書 等

受付	年 月 日
決定・否	年 月 日
決定内容	減額・免除

登録手数料減額・免除申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

住所 _____

氏名 _____

下記のとおり指定自転車置場利用登録手数料の減額・免除を申請します。

記

利用者 氏名		生年 月日	年 月 日	年 齢	歳
住 所				電話	
置場名			指定場所		
減 額 ・ 免 除 の理由	① 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下肢又は体幹の肢体不自由である者 ② 生活保護を受けている者及びその家族 ③ ①以外の身体的理由による者 ④ 高齢者(満65歳以上) ⑤ 児童扶養手当受給者 ⑥ その他()				免除 免除 減額 減額 減額 減額
確認書類					